

消防法令等に基づく届出書等の処理要領

制定 令和8年3月19日

第1 目的

この要領は、別に定めがあるもののほか、消防法令等（消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）京都中部広域消防組合火災予防条例（昭和57年4月1日 条例第28号。以下「条例」という。）、京都中部広域消防組合火災予防規則（昭和57年4月1日 規則第18号。以下「予防規則」という。）及び京都中部広域消防組合火災予防規程（平成13年5月1日訓令第2号。以下「予防規程」という。）、京都中部広域消防組合危険物規則（昭和57年規則第19号。以下「組合危険物規則」という。）、旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項等の運用に関する要領（令和6年3月6日5消第578号。以下「旅館等運用要領」という。）、震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの事務処理要領（令和6年5月21日付け6消第128号。以下「仮貯蔵等処理要領」という。））に基づく届出書、申請書、計画書、報告書及び通報（以下「届出書等」という。）に関する処理を適正且つ効率的に実施する指針として必要な事項を定める。

第2 届出書等の種類

この要領で定める届出書等の種類は、別表1のとおりとする。

第3 届出等の処理要領

1 届出先及び部数

別表2のとおりとする。

2 受付手順

(1) 収受登録

原則、消防業務支援システム（以下「システム」という。）で収受登録を行い処理する。なお、登録の入力漏れ等を防ぐため、定期的にシステムから規定の様式に出力し、簿冊で管理するものとする。ただし、業務上必要な場合は、各処理簿への記載により処理することができることとするが、その場合もシステムへの入力を行うこととする。

(2) 受付番号

原則、システムにより本部又は署予防課毎に自動採番された番号により処理する。ただし、工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等設置届出書については、別表3に規定する番号により処理する。

3 届出書等の処理（電子による届出等を除く。）

(1) 基本的事項

届出書等が一定の必要的記載事項が充足され、消防法令等により添付が必要な資料（書類、図面等）が添付されているなど、形式上の要件に適合していることを確認した場合は、窓口到達した時点で受付をしなければならない。

なお、形式上の要件に適合していない届出書等については、補正又は具備を求めること。その際、相手方が、不備な点を訂正せず、かつ、相手方から受け付けるよう求められた場

合は、受け付けるとともに補正又は具備を求めたことを備考欄等に記載し、審査が必要な場合は、速やかに審査を開始すること。

また、受付時に、届出書等の内容が消防法令等の規定に適合していないことが判明した場合は、所定の基準に適合した内容に訂正するよう指導する。届出、申請、報告又は通報を行う者（以下「届出者等」という。）が任意の指導に従う場合は、内容の訂正を行わせることができるため、届出書等が到達した時点で、その内容をよく確認すること。ただし、訂正を拒否する場合であっても受け付けしなければならないため、受け付けするとともに指導内容を指導記録書（予防規程第29号様式）等に記載し、届出者等に対して消防法令等の規定に適合するよう継続して指導を行うこと。

なお、書類の訂正については、原則、差し替え若しくは届出者等の加筆修正（署名）によるものとする。ただし、住所表記の間違い、誤字脱字、その他軽微なものの訂正については、届出者等に伝えたいうで、担当者が加筆修正により訂正することができるものとし、検査等の機会を捉えて届出者等の署名を求めること。

ア 検査を要しない届出書等

届出書等は別表2のとおり必要な印を押印した後、2通提出することを規定している届出等については、1通を届出者に即日返付すること。ただし、検査を要しない届出書等のうち、審査が必要な届出書等については、審査結果の決裁後、届出者等に返付すること。

なお、届出書等に関し、指導事項等がある場合は、正・副（法令により2通提出することを規定していない届出等については、正）の備考欄に記載すること。

イ 検査を要する届出書等

届出書等の副本は検査を実施し、検査結果の決裁後、届出者等に返付すること。

なお、検査の結果、法令に適合しない場合でその旨を通知する様式が規定されている届出書等については、当該通知により通知するとともに、届出書等の副の備考欄に検査不適である旨を記載すること。その他の届出書等については、届出書等の副の備考欄に検査不適である旨及び理由を記載すること。

ウ 口頭等により処理することができる届出書等

アの届出書等のうち、「消火訓練及び避難訓練の実施に係る通報」、「防災管理に係る避難訓練の実施に係る通報」及び「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」については、直接口頭により行われるものの他、電話等の通信手段によるものであってもかまわないものとし、これらの通報を受けた場合は、第3-2に準じ処理すること。

(2) 専決区分

別表2のとおりとする。

(3) 決裁・検査後の処理

システムに入力が必要な事項については、決裁後、速やかに入力するとともに、査察台帳等に編冊し、適切に管理すること。

4 電子による届出等の処理

(1) 基本的事項

届出者等の使用に係る電子計算機の技術的基準は組合が規定する様式に入力できる機能を有し、かつ、組合の電子計算機と通信できる機能を有するものとする。

(2) 届出等の方法

政府が運営する行政サービスの総合窓口（以下「e-Gov」という。）又は、届出等専用メールアドレス宛電子メールにより行うものとする。

ア e-Gov

(ア) アカウント

アカウント名は消防本部予防課長とし、パスワードと併せて消防本部予防課で管理する。

(イ) e-Gov 電子申請フォーム

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

(ウ) e-Gov 審査支援フォーム

<https://es.e-gov.go.jp/exs/organization-select>

イ 電子メール

(ア) 届出等専用アドレス

sinsei@kyoto-chubu119.jp

(イ) ログインユーザー名

sinsei (消防本部予防課、亀岡消防署予防課、園部消防署予防課共有)

(3) 電子による届出等で受付可能とする様式

ア e-Govにより電子申請を受付可能とする様式

別表2のとおりとする。

イ 電子メールにより電子申請を受付可能とする様式

別表2のとおりとする。

※ e-Govにより電子申請を受付可能とする様式において、事務手続き上、特に電子メールで受け付ける必要があると判断した場合は、電子メールで受け付けることができるものとする。

ウ 受付可能様式の公表

電子申請等を可能とする様式については、ホームページ上で公表するものとする。

(4) 電子申請等の受付部署

ア 危険物業務に関する届出等

消防本部予防課

イ 亀岡消防署管内の危険物に関する届出書等以外の届出等

亀岡消防署予防課予防係

ウ 園部消防署管内の危険物に関する届出書等以外の届出等

園部消防署予防課予防係

(5) 受付手順及び届出等の処理

電子申請で受け付けたデータについては、紙に印刷した後、第3 1～3 に準じて処理すること。この場合における訂正については、e-Govによる差し戻し機能の活用、又は、電子メールによる追加データの送付等によるものとする。なお、行政の権限により訂正するときは、e-Govの職権による申請書の修正フォームの活用、又は電子メールにより、申請者へ修正後データが共有されるよう措置を図るものとする。

また、法令により2通提出することを規定している届出等が電子で行われた場合は、電子によるデータを受理した時点で、2通提出されたものとして取り扱う。この場合における、副本の返付は別表2のとおり必要な印を押印(印データの添付も可)した届出書等の鑑のみデータにより返信することで足りるものであるが、届出者等に対し、その他送付書類を併せて保管するよう伝えるものとする。

データについては、保存期間を1年とし、サーバーの一のフォルダ内で管理するものとする。

(6) 電子による届出等数の統計

電子による届出等数の把握のため、次のとおり処理する。

ア 受付者

システム入力時、予備入力画面の電子申請を選択する。

イ 消防本部予防課

消防本部予防課長（以下「予防課長」という。）は、年度毎に届出書等毎の届出等総数及び電子による届出等数を集計し、消防長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

	届出等	条文
検査を要しない届出等	防火・防災管理者選任（解任）届出書	法第8条、規則第3条の2、予防規則第6条 法第36条、規則第51条の9、予防規則第6条
	消防計画作成（変更）届出書	令第3条の2、規則第3条、予防規則第5条 令第48条、規則第51条の8、予防規則第5条
	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書	法第8条の2、規則第4条の2、予防規則第6条 法第36条、規則第51条の11の3、予防規則第6条
	全体についての消防計画作成（変更）届出書	令第4条の2、規則第4条、予防規則第5条 令第48条の3、規則第51条の11の2、予防規則第5条
	防火対象物点検結果報告書 ^{*1}	法第8条の2の2、規則第4条の2の4、 消防庁告示第8号（平成14年11月28日） 予防規則第7条の2
	防災管理点検結果報告書 ^{*1}	法第36条、規則第51条の12、 消防庁告示第19号（平成20年9月24日）
	防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書	法第8条の2の3、規則第4条の2の8 法第36条、規則第51条の16
	自衛消防組織設置（変更）届出書	法第8条の2の5、規則第4条の2の15、予防規則第8条
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書 ^{*1}	法第9条の3、危険物規則第1条の5、予防規則第9条、予防規程第99条
	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	法第17条の3の3、規則第31条の6、 消防庁告示第9号（平成16年5月31日）
	消防用設備等・特殊消防用設備等設置計画書	予防規程第54条
	工事整備対象設備等着工届出書	法第17条の14、規則第33条の18、 予防規則第10条、予防規程第55条
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置認定申請書	令第29条の4、予防規則第12条、予防規程第60条の2
	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明申請書	規則第31条の3、予防規程第64条
	消火訓練及び避難訓練の実施に係る通報	規則第3条、予防規程第30条
	防災管理に係る避難訓練の実施に係る通報	規則第51条の8、予防規程第30条
	火災とまぎらわしい煙又は火災を發するおそれのある行為の届出書	条例第49条、予防規則第17条
	煙火打上げ・仕掛け届出書	条例第49条、予防規則第17条
	催物開催届出書	条例第49条、予防規則第17条
	水道断水・減水届出書	条例第49条、予防規則第17条
	道路工事又は占用届出書	条例第49条、予防規則第17条
	露店等の開設届出書 ^{*2}	条例第49条、予防規則第17条
	映画撮影届出書	条例第49条、予防規則第18条
	指定洞道等届出書	条例第49条の2、予防規則第18条の2
	少量危険物等貯蔵・取扱廃止届出書	条例第50条、予防規則第19条
	核燃料物質等貯蔵・取扱届出書	条例第50条の2、予防規則第19条の2
	危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書	法第10条、危険物規則第1条の6、組合危険物規則第2条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書	法第11条、危険物規則第4条、組合危険物規則第3条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可申請書	法第11条、危険物規則第5条、組合危険物規則第4条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所仮使用承認申請書	法第11条、危険物規則第5条の2、組合危険物規則第4条の2

検査を要しない届出等	危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可及び仮使用承認申請書	法第11条、危険物規則第5条の3、組合危険物規則第4条の3
	完成検査済証再交付申請書	法第11条、危険物令第8条、危険物規則第6条、組合危険物規則第8条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書	法第11条、危険物規則第7条、組合危険物規則第10条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	法第11条の4、危険物規則第7条の3、組合危険物規則第11条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書	法第12条の6、危険物規則第8条、組合危険物規則第12条
	危険物保安統括管理者選任・解任届出書	法第12条の7、危険物規則第47条の6
	危険物保安監督者選任・解任届出書	法第13条、危険物規則第48条の3、組合危険物規則第15条
	予防規程制定・変更認可申請書	法第14条の2、危険物規則第62条、組合危険物規則第16条
	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書	法第14条の3の2、危険物令第8条の5、危険物規則第62条の5の2、組合危険物規則第16条の2
	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書	危険物規則第62条の5の3、組合危険物規則第16条の3
	危険物製造所等の所有者等の氏名等変更届出書	組合危険物規則第9条
	危険物製造所等使用休止・再開届出書	組合危険物規則第13条
	危険物製造所等の軽微な変更届出書	法第11条、組合危険物規則第14条
	危険物製造所等災害発生届出書	組合危険物規則第17条
	火気使用工事届出書	法第16条の5、予防規程第83条の2
	危険物製造所等管理者選任・解任届出書	法第16条の5、予防規程第83条の2
	危険物取扱従事者選任・解任届出書	法第16条の5、予防規程第83条の2
	危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書 ^{※2}	仮貯蔵等処理要領第2
	旅館又はホテル等の消防法令等適合状況に関する照会書	旅館等運用要領第5条
	検査を要する届出等	防火対象物・防災管理対象物点検報告特例認定申請書
消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書		法第17条の3の2、規則第31条の3
消防用設備等特例適用申請書 ^{※3}		令第32条、条例第38条、予防規則第12条、予防規程第61条
火気使用設備器具等特例適用申請書 ^{※3}		条例第17条の3、条例第22条の2、予防規則第12条、予防規程第34条
喫煙又は裸火の使用等特例適用申請書 ^{※3}		条例第23条、予防規則第12条、予防規程第34条
少量危険物等特例適用申請書 ^{※3}		条例第34条の3、予防規則第12条、予防規程第92条の2
劇場等の客席特例適用申請書 ^{※3}		条例第40条の2、予防規則第12条、予防規程第34条
防火対象物使用開始（変更）届出書 ^{※4}		条例第47条、予防規則第14条
炉・厨房設備・温風暖房器・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書 ^{※5}		条例第48条、予防規則第15条
急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・内燃機関を原動力とする発電設備・蓄電池設備設置届出書 ^{※5}		条例第48条、予防規則第15条
ネオン管灯設備設置届出書		条例第48条、予防規則第15条
水素ガスを充填する気球の設置届出書		条例第48条、予防規則第16条
少量危険物等貯蔵・取扱届出書		条例第50条、予防規則第19条

検査を要する届出等	少量危険物等貯蔵・取扱変更届出書	条例第50条、予防規則第19条
	タンク検査申請書	条例第51条、予防規則第20条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査申請書	法第11条、危険物令第8条、危険物規則第6条、組合危険物規則第5条
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査申請書	法第11条、危険物令第8条の2、危険物規則第6条の4、組合危険物規則第6条
	危険物製造所等の軽微な変更届出書	法第11条、組合危険物規則第14条
	消防法令適合通知書交付申請書	旅館等運用要領第2条

- ※1 必要に応じて査察を要する。
- ※2 必要に応じて現地確認を要する。
- ※3 状況に応じて現地検査省略を可とする。
- ※4 条例第47条第2項第1号、第4号及び第5号は現地検査不要とする。
- ※5 屋外に設置される設備（消防用設備の非常電源として設置される設備を除く。）で書類確認により明らかに火災予防上支障がないことが認められ、かつ、設置される設備が登録認定機関の認定品等（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式を含む。（この場合における適合状況は別紙1～4を用いる等により判断する。））書類審査をもって現場検査省略を可とする。

なお、現場検査を省略した場合は、設置後の写真等の提供を求め、条例の規定に適合していることを認めた上で副本に検査済印を押印し、書類の返却を行うこと。

別表2

	届出等	届出先 (宛名)	届出 部数	印※1	副本 返却	届出等の方法		専 決 区 分
						e-Gov	電子 メール	
防火・防災管理に関する届出書等	防火・防災管理者選任（解任）届出書	署 長	2	收受 届出	即日	○	—	署 長
	消防計画作成（変更）届出書		2	收受 届出	即日	○	—	
	統括防火・防災管理者選任（解任）届出書		2	收受 届出	即日	○	—	
	全体についての消防計画作成（変更）届出書		2	收受 届出	即日	○	—	
	防火対象物点検結果報告書		1	收受	—	○	—	
	防災管理点検結果報告書		1	收受	—	○	—	
	防火対象物・防災管理対象物点検報告特例認定申請書		1	收受	—	○	—	
	防火対象物・防災管理対象物管理権原者変更届出書		1	收受	—	○	—	
	自衛消防組織設置（変更）届出書		2	收受 届出	即日	○	—	
	消火訓練及び避難訓練の実施に係る通報		1	收受	—	○	—	
	防災管理に係る避難訓練の実施に係る通報		1	收受	—	○	—	
	火災予防に関する届出書等		防火対象物使用開始（変更）届出書	署 長	2	收受 届出 又は 検査	即日 又は 検査後	
炉・厨房設備・温風暖房器・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備・一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書		2	收受 検査		検査後	○	—	
急速充電設備・燃料電池発電設備・変電設備・内燃機関を原動力とする発電設備・蓄電池設備設置届出書		2	收受 検査		検査後	○	—	
ネオン管灯設備設置届出書		2	收受 検査		検査後	—	○	
水素ガスを充填する気球の設置届出書		2	收受 届出		即日	—	○	
火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書		2	收受 届出		即日	○	—	
煙火打上げ・仕掛け届出書		2	收受 届出		即日	○	—	
催物開催届出書		2	收受 届出		即日	○	—	
水道断水・減水届出書		2	收受 届出		即日	○	—	
道路工事又は占用届出書		2	收受 届出		即日	○	—	
露店等の開設届出書		2	收受 届出		即日	○	—	
映画撮影届出書		2	收受 届出		即日	—	○	
指定洞道等届出書		2	收受 届出		即日	—	○	
火気使用設備器具等特例適用申請書		1	收受		—	—	—	

	届出等	届出先 (宛名)	届出 部数	印※1	副本 返却	届出等の方法		専 決 区 分
						e-Gov	電子 メール	
火災予防に関する届出書等	喫煙又は裸火の使用等特例適用申請書	署 長	1	收受	—	—	—	署 長
	劇場等の客席特例適用申請書		1	收受	—	—	—	
	消防法令適合通知書交付申請書		1	收受	—	—	—	
	旅館又はホテルの消防法令等適合状況に関する照会書		1	收受	—	—	—	
消防用設備等に関する届出書等	消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書	署 長	1	收受	—	○	—	署 長
	消防用設備等・特殊消防用設備等設置計画書		1	收受	—	—	—	
	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等設置認定申請書		1	收受	—	—	—	
	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明申請書		1	收受 手数料	—	—	—	署長 又は 消防長 ※3
	消防用設備等特例適用申請書		1	收受	—	—	—	
	工事整備対象設備等着工届出書		2	收受 届出 (全業)	審査後	—	△※2	
	消防用設備等設置届出書		2	收受 届出 (全業)	検査後	○	—	
少量危険物等に関する届出書等	少量危険物等貯蔵・取扱届出書	署 長	2	收受 検査	検査後	○	—	署 長
	少量危険物等貯蔵・取扱変更届出書		2	收受 検査	検査後	○	—	
	少量危険物等貯蔵・取扱廃止届出書		1	收受日付	—	○	—	
	少量危険物等特例適用申請書		1	收受	—	—	—	
	タンク検査申請書		2	收受 検査	処分 通知時	—	○	
	圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書		2	收受 届出	即日	○	—	
	核燃料物質等貯蔵・取扱届出書		2	收受 届出	即日	—	○	
危険物に関する届出書等	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置許可申請書	管理者	2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	消防長
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所仮使用承認申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査前検査申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	消防長 又は 予防課長
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所変更許可及び仮使用承認申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成検査申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	
	予防規程制定・変更認可申請書		2	收受	処分 通知時	○	—	
	完成検査済証再交付申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	—	予防課長
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所譲渡引渡届出書		2	收受 届出	即日	○	—	

	届出等	届出先 (宛名)	届出 部数	印※1	副本 返却	届出等の方法		専 決 区 分
						e-Gov	電子 メール	
危険物に関する届出書等	危険物製造所・貯蔵所・取扱所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書	管理者	2	收受 危届出	即日	○	—	予防 課長
	危険物製造所・貯蔵所・取扱所廃止届出書		1	收受	—	○	—	
	危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書		2	收受 手数料	処分 通知時	—	○	
	危険物製造所等の所有者等の氏名等変更届出書		2	收受 危届出	即日	—	○	
	危険物製造所等使用休止・再開届出書		2	收受 危届出	即日	—	○	
	危険物製造所等の軽微な変更届出書		2	收受 危届出	即日	—	○	
	危険物製造所等災害発生届出書		1	收受	即日	—	○	
	火気使用工事届出書		1	收受	即日	—	○	
	危険物保安統括管理者選任・解任届出書		1	收受	即日	○	—	
	危険物製造所等管理者選任・解任届出書		1	收受	即日	—	○	
	危険物保安監督者選任・解任届出書		2	收受 危届出	即日	○	—	
	危険物取扱従事者選任・解任届出書		1	收受	即日	—	○	
	休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書		2	收受	処分 通知時	—	○	
	休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書		2	收受	処分 通知時	—	○	
	危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書		消防長	2	收受 危届出	即日	—	

(共通) 法令等において2部提出することを要しない届出等において、2部提出されたものは、2部提出することを規定している届出等の処理に準じた処理をするものとする。

※1…予防規則及び予防規程で規定する次の印をいう。

届出⇒届出済印 (予防規則第4号様式)

危届出⇒届出済印 (組合危険物規則第7号様式)

検査⇒検査済印 (予防規則第8号様式)

收受⇒收受印 (予防規程第9号様式)

收受日付⇒收受日付印 (京都中部広域消防組合事務取扱規程第2号様式)

手数料⇒手数料徴収済印 (任意様式)

※2…原則、電子での受付非対応である。ただし、事務手続き上、特に電子で受け付ける必要があると判断した場合は、受け付けることができるものとする。

※3…予防規程第58条第1項、第61条第5項及び第63条第4項に規定する、消防長への送付又は報告は文書決裁によるものとする。ただし、検査済証の交付については、署長名で交付するものとする。

別表 3

<p>工事整備対象設備等着工届出書 (法第17条の14関係)</p>	<p>防火対象物毎の番号により処理する。</p> <p>例：</p> <p>A対象物 2025年○月○日 自動火災報知設備 非常警報設備（放送設備） 誘導灯 ⇒受付番号1 詳細入力画面 設備コード入力</p> <p>B対象物 2025年○月○日 避難器具 ⇒受付番号2 詳細入力画面 設備コード入力</p> <p>A対象物 2026年○月△日 避難器具 ⇒受付番号1 詳細入力画面 設備コード追加</p>
<p>消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 (法第17条の3の2関係)（軽微な範囲の工 事で着工届出書が省略された場合を除く。）</p>	<p>着工届出書西暦＋着工届出書番号により処理 する。</p> <p>例：</p> <p>B対象物 2025年○月□日 避難器具 ⇒受付番号20252</p> <p>A対象物 2026年○月□日 消火器 自動火災報知設備 非常警報設備（放送設備） 誘導灯 避難器具 ⇒受付番号20251</p>
<p>消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書 (法第17条の3の2関係)（軽微な範囲の工 事)</p>	<p>1001番から順に採番する。</p>

火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の変電設備適合チェック表

項目		内容	適合	状況	
外箱	材 料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。		材料 []	
	板厚	床面以外	板厚が、1.6mm（屋外は2.3mm）以上であること。		板厚 [] mm
		床面	次のいずれかに該当すること。 1 板厚が、1.6mm（屋外は2.3mm）以上であること。 2 コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けられていること。		板厚 [] mm 床の構造 []
	開口部	防火戸が設けられていること。また、ガラス窓を設ける場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。			
	固 定	床、壁又は柱に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。			
	外部露出機器	表示灯	カバーを難燃材料としたものであること。		
		遮断器	金属製のカバーを取り付けたものであること。		
		電圧計	ヒューズ等に保護されたものであること。		
		電流計	計器用変成器を介したものであること。		
		スイッチ	難燃材料としたものであること。		
		表示装置	裏側を1.6mm以上の鋼板にて防火上有効に区画したものであること。		
		上記のほか、周波数計その他操作に必要な計器類、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口及び換気装置以外のものを外部に露出していないこと。			
すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。				
電線引出し口	金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。				
機器収納状況	外箱の底面からの高さ	試験端子・端子台等の充電部が15cm以上離れていること。		[] cm	
		上記以外の機器は屋内に設ける場合は、5cm以上、屋外に設ける場合は、10cm以上離れていること。		[] cm	
		上記距離が離れていない場合は、同等以上の防水措置を講じていること。			
		電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定していること。			
換気装置		外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。			
		自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。			
		自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。			
		換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。		設置装置 []	
確認者	法人名 _____ 氏名 _____				

火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式の
内燃機関を原動力とする発電設備適合チェック表

項目		内容	適合	状況	
外箱	材 料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。		材料 []	
	板厚	床面以外	板厚が、1.6mm（屋外は2.3mm）以上であること。		板厚 [] mm
		床面	次のいずれかに該当すること。 1 板厚が、1.6mm（屋外は2.3mm）以上であること。 2 コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けられていること。		板厚 [] mm 床の構造 []
	断熱材等	断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものであること。			
	開口部	防火戸が設けられていること。また、ガラス窓を設ける場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。			
	固 定	床、壁又は柱に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。			
	外部露出機器	表示灯	カバーを難燃材料としたものであること。		
		表示装置	裏側を1.6mm以上の鋼板にて防火上有効に区画したものであること。		
			上記のほか、次に掲げるもの以外の露出機器がないこと。 1 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管 2 燃料の出し入れ口 3 配線の引込み口及び引出し口 4 換気口及び換気装置 5 内燃機関の排気筒及び排気消音器 6 内燃機関の息抜き管 7 始動用空気管の出し入れ口		
		すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。		
電線引出し口	金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。				
機器収納状況	外箱の底面からの高さ	試験端子・端子台等の充電部が15cm以上離れていること。		[] cm	
		上記以外の機器は、10cm以上離れていること。		[] cm	
		上記距離が離れていない場合は、同等以上の防水措置を講じていること。			
		屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであること。			
		内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものであること。			
		内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。			
		電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理が行われているとともに固定されていること。			
換気装置		外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。			
		自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。			
		自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。			
		換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。		設置装置 []	
始動用蓄電池		蓄電池が地震等により容易に転倒しない措置が講じられていること。			
		開放形鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。			
		始動用蓄電池にリチウムイオン蓄電池を用いる場合は、リチウムイオン蓄電池である旨の表示が付されていること。			
確認者	法人名 _____ 氏 名 _____				

火災予防上支障がないと認める構造を有する
キュービクル式の蓄電池設備適合チェック表

項目		内容	適合	状況	
外箱	材 料	鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。		材料 []	
	板厚	床面以外	板厚が、1.6mm（屋外は2.3mm）以上であること。		板厚 [] mm
		床面	次のいずれかに該当すること。 1 板厚が、1.6mm（屋外は2.3mm）以上であること。 2 コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けること。		板厚 [] mm 床の構造 []
	開口部	防火戸が設けられていること。また、ガラス窓を設ける場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものであること。			
	固 定	床、壁又は柱に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものであること。			
	外部露出機器	表示灯	カバーを難燃材料としたものであること。		
		遮断器	金属製のカバーを取り付けたものであること。		
		電圧計	ヒューズ等に保護されたものであること。		
		スイッチ	難燃材料としたものであること。		
		表示装置	裏側を1.6mm以上の鋼板にて防火上有効に区画したものであること。		
			上記のほか、電流計及び周波数計、配線の引込み口及び引出し口並びに換気口及び換気装置以外のものを外部に露出していないこと。		
塗 装	開放形鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性性能を有する塗装が施されていること				
すき間	直径10mmの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。				
電線引出し口	金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであること。				
機器収納状況	外箱の底面からの高さ	試験端子・端子台等の充電部が15cm以上離れていること。		[] cm	
		上記以外の機器は、10cm以上離れていること。		[] cm	
		上記距離が離れていない場合は、同等以上の防水措置を講じていること。			
		蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画していること。			
機 器		充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器が設けられていること。			
		蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチが設けられていること。			
換気装置		外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。			
		自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の一の面について、蓄電池を収納する部分にあつては、当該面の面積の3分の1以下、充電装置等を収納する部分にあつては、当該面の面積の3分の2以下であること。			
		自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。			
		換気口には、金網、金属製がらり、防火ダンパーを設ける等の防火措置が講じられていること。			
表示		リチウムイオン蓄電池を用いる場合は、リチウムイオン蓄電池である旨の表示が付されていること。			
確認者		法人名 _____ 氏 名 _____			

延焼を防止するための措置が講じられている
急速充電設備適合チェック表

項 目		内 容	適合	状 況
筐体	材料	不燃の金属材料（ステンレス鋼板又は鋼板）であること。		材料 []
	板厚	ステンレス鋼板で2.0 mm以上、鋼板で2.3 mm以上であること。		板厚 [] mm
機器		安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。		
		筐体の体積1立方メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122 kg以下であること。		[] kg
		蓄電池が内蔵されていないこと。		
		太陽光発電設備が接続されていないこと。		
確認者	法人名 _____ 氏 名 _____			